

参議院法務委員会會議録 第十号

昭和三十三年三月二十六日(火曜日)
午前十時三十四分開会

委員の異動

三月二十日

林 補欠選任

三月二十五日 補欠選任

小沢久太郎君 森田 タマ君

宮澤 喜一君 二木 謙吾君

重宗 雄三君 日高 広為君

出席者は左の通り。

委員長 島島徳次郎君

理事 松野 孝一君

委員 和泉 寛君

委員

杉浦 武雄君

鈴木 万平君

田中 啓一君

日高 広為君

武藤 常介君

森田 タマ君

大和 与一君

柏原 ヤス君

山高しげり君

国務大臣

法務 大臣 中垣 國男君

政府委員

法務政務次官 野本 品吉君

法務大臣官房長 津田 実君

法務調査部長 平賀 健太君

法務省民事局長 平賀 健太君

最高裁判所長官代理人

最高裁判所事務
総局民事局長 仁分百合人君
事務局側
常任委員会専門 西村 高兄君

本日の会議に付した案件

○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○商業登記法案(内閣提出)

○委員長(島島徳次郎君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について御報告を申し上げます。

昨二十五日、小沢久太郎君、宮澤喜一君及び重宗雄三君が辞任されました。その補欠として森田タマ君、二木謙吾君及び日高広為君が選任されました。

○委員長(島島徳次郎君) 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対して、質疑のあり方は、順次御発言を願います。

○松野孝一君 「訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案参考資料」というのをいただいておりますが、その中の「七、執行吏収入額」というところを見ますと、「立替金」と書いてありますね、そのうち、純粹に執行吏の収入と見ても得るものはないものであり、それが何%ぐらいになっておるかという点がおわかりになりましたら、教えて下さい。

○最高裁判所長官代理人(仁分百合人君) これは、やはり紙代と印刷代、

君) 立替金にもいろいろ種類があるわけですが、執行吏の純粹な収入になり得るものとしたしましては、旅費があるわけではございません。しかし、この立替金の旅費のうちどれだけ実費が払われているかという数字ですが、事実上つかえませんので、このパーセンテージを正確に申し上げるということはできないわけではございません。

○松野孝一君 執行吏の旅費というものは、これは、最高裁のほうで定めるんですか、それとも、地方裁のほうで定めることになっていきますか。それから、幾らくらいになっているものですか。

○最高裁判所長官代理人(仁分百合人君) 一キロについては八円ということになっております。

○松野孝一君 宿泊料はどういうふうになっておりますか。「旅費、宿泊料」となっておりますか。その宿泊料のほうはどういうふうになっておりますか。

○最高裁判所長官代理人(仁分百合人君) これは、訴訟費用等臨時措置法に規定がございまして、一級地、二級地と申しますか、地域によって区分いたしまして宿泊料に多少差があるわけでありまして、一級地が千五百円、二級地が千二百円でございます。

○松野孝一君 書記料のほうは収入にはならぬのですか。純粹の収入というものは入らぬのですか。

○最高裁判所長官代理人(仁分百合人君) これは、やはり紙代と印刷代、

これが実費に当たるわけではございません。若干差が出るということになります。すれば収入になるわけではございません。その差額が。

○松野孝一君 そういたしますと、旅費も一キロ八円程度でありますし、宿泊料も一級地千五百円、二級地千二百円、書記料にしても、今度値上げして十五円、半枚十五円、紙代その他筆墨代を入れるとほとんど純収入にならないとすれば、その立替金のうち何%は純収入と大ざっぱなことでも見当はつかないわけですか。

○最高裁判所長官代理人(仁分百合人君) 實際執行吏が使います旅費の実費というものが記載されておられません。そのパーセンテージは出て参らないわけではございません。

○松野孝一君 旅費の一キロ八円と称するものは、たとえば、東京なら東京で、地下鉄とか電車賃とかというのに充てて、どういふふうになるものですか。赤字が出るくらいのものでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(仁分百合人君) 旅費の問題でございますが、これは、執行吏が同じ場所あるいは近所の場所で行ないます場合に、それぞれ一件当たりについて役場から現場までの旅費を取れるわけではございません。マイナスになるといふことはちよつと考えられないのじやないかと思ひます。

○松野孝一君 それから、執行吏代理というものが第八の表に出ておるようであります。執行吏が執行吏役場等に

自分で使っておる事務員というものはどのくらいおるものでしょうか。それがおわかりになりましたら、お知らせ願ひたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理人(仁分百合人君) 本年の一月一日現在の数字でございますが、執行吏代理が二百九十四名でございます。それから、事務員が三百十七名でございます。

○松野孝一君 執行吏代理とかあるいは事務員、こういう補助者の人件費とか、あるいは、その執行吏がやつておる執行吏役場の維持費とか、それからその事務費とか、そういうような必要経費ですね、執行吏の必要経費は、執行吏収入の何%と見積もられるものでしょうか。その点、お調べがあつたらば、教えていただきたい。

○最高裁判所長官代理人(仁分百合人君) 補助者の人件費、それから役場の維持費、事務費、その他の必要経費と、手数料、書記料の収入に対する比率でございますが、これは、少し古くなつて恐縮でございますけれども、三十五年度の私の調査によりますと、まあ役場の規模によつて支出状況は非常に違つておるわけではございません。一般的にどうだという結論は下しにくいわけではございません。しかしながら、調査の結果、個々の役場について見ますと、前に申し上げましたようにまちまちでございますけれども、全国平均として見ますと、約五五%ということでございます。

○松野孝一君 そういたしますと、この参考資料に出ておる「執行吏収入額」

という一覽表の中のとえば昭和三十
六年度の手数料というのは、これは一
人平均五十七万二千三百八円と、こ
ういうふうに掲記されておりますが、こ
のうちの五五％は必要経費と、そう見
ていいわけですね。

○最高裁判所長官代理者(仁分百合人
君) さようでございます。

○松野孝一君 今の五十七万円とい
うのは一人平均額ですが、その約半分
は、三十万円弱ということになります
が、今度の値上げによりまして平均二
五％くらい上がるという、その三十
万円なら三十万円の二五％くらい収入
が上がるというふうに出てくる間違ひな
いでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(仁分百合人
君) 形の上では二五％ということに
なるわけですが、ここに自然
増というものをやはり考えていかなけ
ればならぬのじゃないかと申します
すと、執行手数料ということになりま
すのは、差押すべき債権額の額別にき
められておるわけでございます。した
が、いま、執行債権額が物価の上昇
とともに多くの数字になるということ
になりますと、手数料もふえて参るわ
けでございます。それから競売の手数
料も、これも競売金額によって段階別
に手数料額がきめられておるわけだ
ございまして、物価の上昇とともに競売
金額が高くなるということになります
と、やはり手数料もそれにつれてふえ
てきておることになるかと思ひます。

○松野孝一君 今の御答弁によりま
す、執行吏の全国平均の一人当たりの
年間収入が純収入として三十万円以下
である。今度値上げすると若干上がる
ということにいたしましたけれども、三十五

万円とかその程度の少ないものじゃな
いか。平均ですが、何か少ないように
私は思ふのですが、これはどうです
か。司法関係の公証人とかあるいは司
法書士というふうな手数料と比べて、
均衡を得ておるものでしょうか、どう
いうものでしょうか。その点、ちよつ
と御見解を承りたいと思ひます。

○政府委員(津田実君) 執行吏の収入
から経費が幾ばくのものであるかとい
うことにつきましては、確固たる資料
は現在のところ手元にない、と申しま
す。か、確固たる調査ができていない
というふうに言わざるを得ないと思
うのでございます。したが、いま、た
だいま最高裁からお述べになりました
のは大体の数字でございます。問題
点が多々あるわけでございます。問題
点がたくさんあるわけでございます。
たとえば、これは一例でございます
すけれども、東京におきまして執行吏
の実態から考えますと、一応差し出
されてる取支計算からすれば、手
料、書記料収入では赤字になるという
ことになっておる。あと立替金の
旅費で赤字になっておる、こういう
ような収支計算が一応出ておるわけ
であります。まあ収支計算についても
いろいろ検討すべき問題があると思
ひますが、そういう意味におきまして、
執行吏の収入並びに経費の実態という
のは、残念ながらはなはだ不明確であ
ると言わざるを得ない。これは、法務
省といたしましては、当然調査しなけ
ればならぬと考えるのであります。け
れども、職員といたしましては、これ
は最高裁の職員、つまり裁判所の職員
でございますので、法務省といたしま
しては、裁判所から資料を得る以外に

は方法がない状態で、現在では、ただ
いま申し上げましたように、その収支
計算の確たる資料がないというふう
に言わざるを得ないのでございます。

そこで、この執行吏の性格でござ
います。執行吏自体はやはり裁判所の
職員であり、国家公務員であり、公
判の執行に關しては執行吏を利用せ
ざるを得ない立場にあるわけござ
います。ところが、一面、公証人、司法書
士につきましては、これは、何と申し
まして、一応自由職業になつておりま
すし、これを使用するかどうかは原則と
して使用者の、と申しますか、国民の
自由だということになるわけござ
います。その意味で、その手数料の性格
が相当違つておると思ふのでござ
います。で、執行吏の手数は公共料金に
準ずるものでありますので、その面か
ら考えなければならぬわけござ
います。執行吏が一件当たりどれだけ収
入をとるかというよりも、むしろ
全体としてどういう収入を得てどう
いう生活がなされるかというのを考
えて料金をきめるべき性質のものであ
つて、一件ずつでたくさん扱えば収入
がどんどんふえていくというふうな状
態は、必ずしも公証人や司法書士の場
合と違つておるのではないかと意味にお
きまして、なかなか比較しにくいわけ
でございます。であります。まあ
昭和二十五、六年ごろの公証人の手
料なんかと比べますと、大体百八十倍
くらいに公証人はなつておりますの
で、この時限の伸びと今回の伸びは一
増の二五％とを考えると、百八十倍
程度に、昭和三十年つまり前回の法律
改正からその程度になるわけござ

まして、率からいへば公証人とほぼ違
わないのではないかというふうな考
えられる次第でございます。

○松野孝一君 もう一つ統計に關して
お伺いしたいのですが、一般公務員の
ベース・アップが行なわれたわけだ
が、昭和三十年から何回も行なわれ
ておると思ひます。で、そのつど
の補助基準額ですか、それも上げられ
ているように思ひますが、この値上げ
というものは、一般公務員のベース・
アップと何か見合わせるような考
えでもあつたんですか。ちよつとそのベ
ース・アップとの関連性をお伺いし
たいと思ひます。

○政府委員(津田実君) 一般的に申
しまして、公務員のベース・アップと直
接的な關係は一応考へておりません。
しかしながら、公務員のベース・ア
ップは、一般の賃金事情その他物価の事
情を考慮されるわけでございます。か
ら、執行吏につきましては、執行吏の
生活を考えます上において当然そう
いう面は考えなければならぬわけござ
います。したが、いま、そういう意
味において、やはりもちろん相当の関
連を持つというふうに出ておる次第
でございます。

○松野孝一君 ただいまの調査部長の
御説明だと、この料金は、司法書士と
か公証人とちよつと違つて、公共的性
格を持つてゐる、公共料金みたいなもの
であるというお話もある程度わかるわ
けですが、そのためにこれはい
一定収入を取れない場合は不足額を補
助するという規定もあるのだらうと思
うのですが、しかし、このいわゆる最
低保障の基準額を見ますと、いかに
少ないですね。今度幾らですか、十五

万六千円ですか。もつと上がりまし
たかね。十五万六千円にしても、月割に
すればごくわずかな金だと思ふので
すが、執行吏の仕事の内容で、責任
とか複雑性とか危険性とかいう点を考
慮してこれはどういふところにラング
してきめたものでしょうか。その点、
お聞きしたいのですが。

○政府委員(津田実君) 現在の執行吏
の国庫補助の基準額は、十七万四千
円になつております。

○松野孝一君 十七万円ですか。

○政府委員(津田実君) はい。この分
は一般公務員のベース・アップに準
じて引き上げて参つておりますので、昨
年十月のベース・アップに見合ひ
ために昨年十月改定された十七万四千
円の基準額は、行政職(一)の俸給表の八
等級六号で配偶者及び子供一人とい
うことが基準になつて作られておるも
のでございます。

○松野孝一君 今お話しの一一般行政職
俸給表の八等級六号俸といふと、例を
あげてみれば、大体どの程度のも
のでございませうか。

○政府委員(津田実君) 大体どの程度
になるか、ちよつと申し上げかね
ますが、職員といたしましては、初任給に
近い——初任給に近いと申しますか、
初任者の数年たつた者といふことにな
ると思ひます。したが、いま、この
執行吏を一体八等級の六号に格づけ
ることがいかにどうかというところが問
題になるわけでございます。御承知の
ように、執行吏は、国家公務員でござ
いますけれども、別に恩給を受けること
ができるわけでございます。そういう
面とか、執行吏単独の恩給自体もある
とかいふいろいろな面を考えま

して、基準額の最低限はこの辺であるというところに一応従来から格づけされておるわけでございます。しかしながら、この基準額も問題も、いろいろな考え方がございまして、基準額をもっと上げるといふ考え方もむろん有り得るわけでございます。この場合には、基準額を上げるのであるが、さらに収入の最高額についても考える必要があるのではないか。収入は無制限に取れる、最低基準は保障されるということでは、はなはだ一般の公務員とのつり合いがとれないというような考え方もあり得るのであります。この点は重要な研究問題ということになるわけでございます。何といたしまして、執行吏の問題は、たゞいま、数年來法制審議会においてこれをいかに改良すべきかというのを検討いたしておりました、たゞいまの方向としては、むしろ真の意味の国家公務員、すなわち一般の職員と同じようなふうな、つまり執行官制度にするのがいいのではないかと議論が相当有力になっておるわけでございますので、そういう方向を考へつつ、かりに暫定的にいたしましても同庫補助基準額をどうするかというのを検討していかねければならぬというふうな考へておるわけでございます。

○松野孝一君 それから、参考資料の五の表、「執行吏取扱事件数」というのがありますが、戦前に比べて取扱事件数というのは各項目ごとにはほとんどまあ半減あるいはもっと減つておる状況にあるようでありまして、刑事の送達だけは逆に非常にふえているのです。ところが、この刑事の送達は、執行吏の仕事でもありますが、これはどの

の程度の手数料といたしますか、旅費といひますか、支給されているものでしょうか、それをお伺いしたい。

○最高裁判所長官代理者(仁分百合人君) 刑事の送達は、裁判所の命令によつてやると、こういうことになっておりまして、裁判所、検察庁の命令によつて執行吏が職務を行なう場合には、立替金は取れるけれども手数料は取れないということが、執行吏規則にもはつきり書かれておるわけでございます。そういう取り扱いになつておるわけでございます。

そこで、なぜ戦後刑事送達が非常に多くなつたかと申しますと、これは、推測もまじるわけでございますけれども、交通違反事件というのが非常に激増いたしまして、略式命令の送達が非常にふえた、そういう結果であらうと思ひます。

○松野孝一君 立替金は取れるというお話ですが、旅費は支給されておるのですか、刑事送達のほうで。

○最高裁判所長官代理者(仁分百合人君) 立替金の中にはもちろん旅費も含まれておるわけでございます。旅費の支給の手続も一応きめられておるわけでございます。毎年、一月と四月、七月、十月に三月月分の旅費の立替金請求書を提出いたしまして、まとめて支払うという形になつております。

○松野孝一君 最近の年度において執行吏に対して刑事送達について支払った総額は、どのくらいあるのですか。

○最高裁判所長官代理者(仁分百合人君) ちょっと、その辺の資料を用意しておりませんので、はつきりした数字は申し上げかねます。

○松野孝一君 私はこの間執行吏に会つて聞いたところによると、いなかの執行吏ですが、刑事送達が今のお話のように非常にふえておる。その統計にも現れておるようには、戦前は十二万件が、六十九万件くらいになつておる。非常にふえている。主として交通事件の略式命令らしいのですが、そのために事務が非常にふえたので、事務員を一人置かなければならぬようになっておる。それがほとんど無料のやうなものなので、非常に執行吏の生活が苦しくなつておるのだという話を聞いたのですが、あたはどうかういふふうに思ひますか。

○最高裁判所長官代理者(仁分百合人君) 刑事送達につきまして手数料というものが支給されないという点には、根本的に問題も一つあるわけでございます。それが執行吏の負担過重を招いておるといふ結果にもなるかと思われまふ。そこで、これをどうするかというところがございますけれども、いま少し郵便送達をふやす方法に持つていったらどうか、運用の面もありまして、そういうふうな考へております。

○松野孝一君 それから、この執行に關してちょっとお尋ねしたいのですが、執行吏の人数が戦前と比べてかなり減つておるやうなふうになっておるのですが、それから取扱事件数も減つておるやうになっておるのですが、これはどういふ關係でしょうか。その辺をちょっとわかりよく説明してもらいたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(仁分百合人君) 戦前はたしか六百名をこえておつたかと思ひますが、これは事件数が非常に減つて参つた關係かと思ひます。事件数が減つて参つたかといふことになりまして、その辺の事情はつまびらかにいたしませんけれども、昭和二年から十一年までの十年間といふことになりました。非常に不況の時期であつた、それが非常に影響しているのではないかといふふうに、これは推測でございますけれども、思つております。

○松野孝一君 これは、私もよくわかりませんが、事件数が減つておる——最近ではまた徐々に伸びてきておる点も見受けられるやうであります。それから執行吏の人数が減つておるやうなことで、依頼した執行をする場合の事務の渋滞というやうなことは考えられないものでしょうか。どういふ状況になつておりますか。その点をお伺いしたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(仁分百合人君) 執行吏は地方裁判所で選任するというところに建前がなつておるわけでございます。まして、地方裁判所といたしましては、執行が迅速にかつ適正に行なわれるやうに監督してあるわけでございます。と同時に、人員の配置につきましても十二分に配慮してあるとわれわれは考へております。

○松野孝一君 それでは、その次に、執行吏制度そのものについて一、二お伺いしたいと思ひますが、先ほど調査部長からもお話がありましたが、執行吏制度の根本的改革問題が当局において大分以前から検討されておるやうであります。そして、昭和三十六年の本委員会における附帯決議において、執行吏制度について政府はこれを

改善することを要望するという附帯決議もつけておるやうであります。これに關連して、新しい執行吏の制度が何かだんだん構想ができておるものではないでしょうか。その執行吏制度の構想ができておるものならば、その概要、それからその制度の法案化作業の進行状況とか、とりわけ作業完了時の見通し等について承りたいと思ひます。

○政府委員(津田実君) 執行吏制度に關しましては、法制審議会において検討されておるわけでございます。昭和二十九年以來、總會並びに部會が開かれ、さらに小委員会が開かれております。その小委員会に關しましては、準備會が昭和三十一年十一月に発足いたしまして、第一次の準備會は三十一年から三十三年ですが、第二次は三十四年以後行なわれております。第二次につきましては、現在まで百六十回の會合を持っております。一方、法務省側におきましても、執行吏制度そのものの問題の検討を続けて参つておりました。昨年の秋には民事局並びに司法法制調査部の職員が泊り込みまして作業をいたしまして一応の考へ方をまとめたわけでございます。

その大体的方向は、やはり現在の執行吏制度を改めて執行官にするという考へ方が強いわけでございます。一応の考へ方をまとめておりますけれども、まだ部内限りのものでございまして、この席で申し上げるのはいかたがたでございます。差し控へさせていただきます。執行官といふものの構想といふものは、もうすでにでき上がつておるわけでございます。ただ、

御承知のように、執行官制度をかりに採用するといはしても、一面、民事訴訟法の強制執行権の改正を伴ってする必要があるわけでございます。現在裁判所の権限として行なわれているものにつきまして、どの程度執行官の権限にするかという問題が民事訴訟法との関連においてあるわけでございす。現在は、その面と執行官制度のあり方とにらみ合わせて検討いたしておる段階でございますので、私どももいたしましては、できる限りすみやかに成案を得て、これを正式に法制審議会の議に付したいというのを考えておるわけでございす。ただいまのところ、国会関係その他の法案の関係で若干回数が少なくなっておりますが、国会終了後におきましては、引き続き昨年の泊まり込み作業の結果に基づいて検討をいたしまして、できる限り早い機会に法制審議会に正式に付議をいたしたいというふうに考えております。

○松野孝一君 執行官制度の研究を始めてからもう七、八年になつておるようであります。今のお話だと、かなり進行しておるように見えますが、なるべく早く成案を得るようには願ひします。

なお、大臣がおいでになつていますから、大臣にお願ひしておきたいのですが、この執行官の手数を引き上げる、その他の書記料も加えて引き上げる法案が出ておりますが、これは私は別に異議はございませんけれども、ただ、いろいろ執行官について直接聞いたとき、また、日本執行吏連盟というものができてわれわれに陳情書を持って来ておりますが、その陳情書等

を見ますと、今回提案されておるおしなべて二割五分、二五〇程度の引き上げ、しかも、それは、昭和三十年以来初めてですから、ずいぶん長いことかかつて二割五分の引き上げだけである。その間において公務員はかなり上がつてゐる。十回くらいはベース・アップしてゐる。そして、今回の二割五分は、いかにも少ない感じがするのです。執行吏だけの意見を聞いても一方的でどうかと思ひますけれども、十萬円の債権額を差し押さへるにしても、わずか三百円か三百七十円程度というやうなお話で、何か債務者のほうからこれではいかと言はれるくらいだといふ話も聞いております。この陳情書を見ますと、ことに、労働事件の仮処分執行とか、あるいは自動車引渡の強制執行とか、それから建物の明渡の強制執行とかは、現場に行つて抵抗を排除する必要がある事例が多く、危険性、困難性を感ずる。あるいは、夜間とか日の出直前に、行かなければいかぬといふことがある。そうしなければ押えられないというやうなことがあるやうであります。そういう複雑な要素がありながら、どうも手数料が安いように私は思ふのです。

それで、この陳情書を見ますと、さつき言つたやうな事件の手数料の現行二百円を五倍くらいにしてくれといふやうなことが出ております。それから、その他の手数料を一律に現行額の三倍程度にしてくれといふやうなことも出ております。

一方、この手数料というのは司法書士の書記料とかあるいは公証人の手数料とは違ふのだ、これは公共料金みたいなものだといふ点もある程度わかり

ますけれども、そのために一定額に満たない場合はその不足額を補給するといふ規定があつて、その最低基準額といふのは一般行政職俸給表の八等級六号俸だといふのです。それで、これはベース・アップに従つて上げてもらつておるやうであります。年間十七万円程度が最低基準額といふのも、いかにも執行吏の仕事の内容から見て安いのではないか。どうももう少し研究を要する余地があるのではないか。と、こういうふうにも思つております。

この陳情書によりまして、「一般行政職俸給表の四等級以上の給与を基準として算定せられますよう」と出ております。これはどういふのか。算定の根拠がわかりませんけれども、そういうやうに出ております。まあ執行吏の意見だけ聞いても一方的であります。執行吏制度を近く根本的に改革するならば、それが長引くなら、その分だけ切り離してもう一回研究する余地がないかしらと私は思ふのですが、もつとも執行吏制度が近いうちに法案化されれば、もう根本改革ができると思ひますけれども、その点、大臣の御見解を伺つておきたい。

○国務大臣(中垣國男君) お答えいたします。執行吏の担つております非常に重要な職責から考えまして、また、執行吏の性格等から考えまして、現在の執行吏の制度が十分よい制度であるとは私は考えていないのでございまして、先ほど裁判所並びに津田調査部長からも答へましたとおり、この制度の改善につきましては、これは当然のことといたしまして、つばな制度を作らなければならぬと考へております。特に、執行吏は、裁判の判決に對しましこれを完結する意味における重要な任務を持つておるのでありますから、そういう意味から考えましても、手数料制度のやうなそういう収入の様式であつてはどうかという疑問を実は持つておるのであります。従来このことまで参りました行程を見ますと、国庫補助の基準額といふものが非常に低く定められておつたように思ふのであります。しかしながら、それは公務員等の改正とはほとんど同じやうな率をもつて改正されておりました。先ほど松野さん御指摘のやうに、十七萬四千円にまでなつてきたやうであります。しかし、こういうことでも執行吏が實際問題として生活に足りない収入であります。と、別な意味におきましてその執行といふものが安全に行なえないのではなからうか、あるいは行なえないのではなからうか、こういうふうにも考へておりました。法務省の関係機関に命じて、できるだけこの執行吏制度を執行官制度に改めまして、国が全責任を持つやうな形における制度が望ましいという意見を持つておりました。そういう方向に向かひまして今日真剣に検討を続けておりますから、たとへば年内に出すとか何とかそういうことはちよつと申し上げかねるのでございまして、できるだけ早い機会に法案を提出して御審議をお願いしたい。それまでの間、従来の制度をこのままに置くといふことも執行吏の方々に對しまして非常に申しわけないのでありますから、この際は、手数料の引き上げと、それから實際上は手数料その他から見まして自然増が若干あるやうであり

ますから、十分とは思ひませんが、この程度で一応了承をいただきまして、そうして近い将来必ずつばな制度を新しく創立していく、かように実は考へておる次第でございます。

○大和与一君 大臣にひとつ。この仕事は、なかなかいやな仕事の一つです。から、たいへんだと思ふのです。法制審議会がもしも大臣に答申された場合には、執行吏が気持よく働けるやうに、これは魂の問題ですね、主として。そういうやうな答申があつた場合には、大臣はどのようにお答えになるか、ちよつと……。

○国務大臣(中垣國男君) ただいま質問をしております内容からみますと、私は非常に進歩的でありつばなものが、そういう答申をいたしたかと思つておるのであります。答申されて参りましたならば、それをよく検討いたしまして、そして、よりよい制度を作つていきたい、かように考へております。

○大和与一君 今のお話で、ことし中にもなかなか間に合はぬといふけれども、大臣としては、いつごろか目安があらませんか。なるべく早くといふことですが。

○国務大臣(中垣國男君) 法制審議会における審査の速度も進んでおるやうでございまして、来通常国会にはおそくとも提案ができる、このやうな状態になつておるやうでございまして。

○大和与一君 大臣でなくいいですけれども、先ほどから、生活の實際ですね、何べんも資料がないとおっしゃるのだけれども、資料がないのは、裁判所にはちゃんとあるので、あなたが今お持ちになつていない、こ

うことですか。さつき両方とも資料がない資料がないと盛んに言うけれども、どこかで持っているなければいけません。生活の実態を少し知りたいのですが……。

○政府委員(津田実君) 執行吏の収入支出の具体的内容につきましては、資料がないわけでありまして、一般的にいろいろ推定されるものはあると思うのでございますが、先ほど申し上げましたのは、法務省側つまり政府といたしましては、執行吏は裁判所の職員でございますので、直接その職員の収入支出の内容を調査することは差し控えるべきであり、また、できない状態でございます。裁判所のほうでやっておりますが、ただいま法務省側で持っておりますものにつきましては、一般的推測以外にはないものであります。

○大和与一君 今度の法案を出すについて、前から皆さんお気づきになつておつて、早くやらなければいかぬ、こういう親心、親切心があつたらうと思うのですよ。それでもなお、松野さんのお話のように、まだまだそれがとてもこれでは不十分じゃないかという御意見もあつたわけですが、一体、積極的に出そうとしたのか、執行吏が相当陳情があつたものだから、これはいかん、こういうことになつたのか、どうですか。

なお、あわせて、松野さんのお話のあつたように、法制審議会において手当とか、旅費とか、そういう内容にまでやはり根本的に再検討をして、それで今度これにこれはきまりますが、さらにこれがよくならないという、そういう前提に立つていいのですか。

○政府委員(津田実君) 法制審議会に、おいて検討されております内容は、執行吏制度あるいは執行官制度というものの根本的な改革でございます。その意味における先ほど大臣の申しました理想的な制度を考えておるというところになるわけでありまして、しかしながら、現実の執行吏の待遇をいかにすべきかという問題は、これは別途それに並行して考えなければならぬ問題で、特に執行官制度がかりにできたといつたとしても、これは数年先に実施される問題だと思つたので、それまでの執行吏の手数料その他の待遇については、十分考えなければならぬわけでございます。それは並行してやるべきだということになるわけでございますが、今回の改正法案を御提出申し上げた趣旨は、何と申しましたも、昭和三十一年以来手数料が増額されいという現実。それは、国家公務員の給与についてベース・アップが数回行なわれていという現実を考へまして、しかも執行吏手数料の個々の内容、先ほど松野委員が御指摘になりましたような、たとえば場外における仮処分の執行とか、そういうようなものにつきましても、やはりいろいろ考へなければならぬ問題がたぐさんあると思つたのでございまして、残念ながら個々にこの基準を変更するだけの十分な資料が手元に集まらないわけでありまして、したがって、今回は、消費者物価指数等を考慮いたしまして、二五%という一律増といふことにいたしましたわけでありまして、しかしながら、この一律増と申しますのは、必ずしも最良な方法ではないことはもう明らかでございますので、個々の内容

については、十分裁判所と連絡いたしまして、資料を得て個々の内容の検討もいたさなければならぬと思つたのであります。これは、理想的な執行官制度の検討と並行して行なうべきものであるといふふうに考へるわけでございます。

同時に、理想的な執行官制度ができます場合におきましても、やはり現在の執行吏をその際いかに待遇すべきかという問題もあるわけでございます。これら問題もあわせて検討の課題としてこれから十分にその検討をいたしていきたいというふうに考へておる次第でございます。

○大和与一君 この約三百五十人の人たちの年令別は、大体でいいんです。大まかに三つか四つくらいに分けて、どうですか。大体でいいんです。

○政府委員(津田実君) 一応の調べといたしましては、昭和三十七年五月一日現在でございますが、執行吏三百四十五人のうち、三十才未満が一人、四十才未満が十四人、五十才未満が三十九人、六十才未満が百三十四人、七十才未満が百十四人、七十才以上が四十三人でございます。

○大和与一君 そうすると、定員は別

ないわけですね。さつき戦前のお話がありましたが、ということとは、やはりそれによつて仕事が円滑にいかないということが起こるんじゃないだろうか。先ほどそちらの局長からお話がありましたが、推定といふ言葉を使つたようですが、推定といふのは、まともに合ひそうない推定でないといふので、不況だからといつて、逆に言つと、交通問題、労働問題はこれからますます花盛りで忙しくなるで

すね。ですから、そういう言い方でなくて、やはり私は、仕事が滞滞するんじゃないか、希望者が少ないんじゃないか、こういうふうな考へておる。今も年令比は七十才以上の方もおられるといふことですから、そうすると、そういう人のことを考へると、なおさら今回の値上げが雀の涙みたいで、気持ちだけというふうなことになるんで、そういう点は、やはり社会常識から考へて、横とらみ合ひながら一応再検討する必要もあるんじゃないかといふふうに考へるんです。

が、定員がない、もう一つは、全体的にアンバランスがあるといふことですね。そうすると、実際におたくさんは、地方の裁判所にまかしてあるからいい、まあうまくやつておるだろうといふことをおつしやつておるんです。が、そこはわかるんですが、これが実際のところ的確に行なわれておるかといふことは、どうかでつかないともらぬと、まかせきりじゃやばい場所があるんじゃないだろうかといふことをおそれるわけですね。そういうことを含めた質問ですが、お答え願ひたいと思つたのであります。

○最高裁判所長官代理者(仁分百合人君) 執行事務が迅速にいかないのではないかといふお尋ねだと思ひますが、私も、毎年、高等裁判所に、管内ごとに、執行吏、弁護士、裁判官が集まつていろいろ協議をいたすわけでありまして、その場合、常に問題となるのが、執行の適正と迅速、この問題にかかるとございまして、私先ほど申し上げたことが意を尽くさなかつた

かと思ひますけれども、最高裁判所といたしましては、この執行吏の定員の配置というもののについて全然無関心であるわけではないわけでございます。各庁における執行事務の運営の実態というものは常に関心を払つて指導することも怠つていないつもりでございます。

○委員長(鳥島徳次郎君) 他に御発言もないようでございますから、質疑は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(鳥島徳次郎君) 御異議ないと思ひます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、順次賛否を明らかにしてお述べを願ひたいと思ひます。別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(鳥島徳次郎君) 御異議ないと思ひます。

それでは、これより採決に入ります。訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(鳥島徳次郎君) 全会一致でございまして、よつて、本案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○委員長(島島徳次郎君) 御異議ないと認めます。よつて、さように決定いたします。

○委員長(島島徳次郎君) 次に、商業登記法案を議題とし、当局から補足説明を聴取いたします。

○政府委員(平賀健太君) ただいま議題となつております商業登記法案につきまして、御説明申し上げます。

この法案につきましては、お手元に法律案の全部につきまして逐条説明を差し上げておりますが、この法案中現行法の規定と全く同一趣旨の規定が相当ございます。管轄登記所の規定、登記事務を取り扱います登記官の規定、それから登記簿に関する規定、こういう規定につきましては、現行法と実質的に内容が異なっておりませんので、お手元に提出してございます「商業登記法案主要項目別説明」と表題をつけておりますこの書面に基きまして、現行法との相違点につきまして御説明を申し上げます。

まず、第一は、登記手続の総則に関する部分でございますが、この部分におきましては、最初に、受附帳、申請書等の受領証及び登記の順序に関する規定を新設いたしました。

現行非訟事件手続法には、これらの事項に関する規定がございせんので、法務省令である商業登記規則に定められてございます。しかしながら、これらの事項は登記の申請に関する基本的な事項でありますので、この法律案におきまして規定を設けることとしたしまして、第二十一条において、登記官は、登記の申請を受け取ったときは、

受付帳に登記の種類、申請人の氏名、申請人が会社であるときはその商号、受付の年月日及び受付番号を記載し、申請書に受付の年月日及び受付番号を記載することとして、受付の順序を受付帳及び申請書に明らかにする方法を講じ、第二十二条におきまして、登記官は、登記の申請書を受け取った場合に、申請人の請求があつたときは、受取証を交付しなければならぬこととして、申請書等の授受を明らかにするための規定を設け、第二十三条において、登記官は、受附番号の順序に従つて登記をしなければならぬこととして、登記の順序を明らかにいたしました。

次に第二点として、登記申請の却下事由を個別的に列挙したことであります。

現行非訟事件手続法第五十一条は、登記の申請が商法、有限会社法または同法中商業登記の章の規定に違反しないときは、申請を却下すべき旨を規定しておりますが、規定が抽象的でありましたため、解釈上疑義を生ずるのであります。その他登記官の審査権の範囲が明確を欠くことになりましたので、この法律案におきましては、第二十四条に却下事由を具体的に列挙して登記官の審査権の範囲を明確にして、登記事務の処理の適正化と申請人の便宜をはかることとしたいたしました。第二十四条中第一号から第九号までは、手続上の一般的な却下事由を、第十号は、実体上の却下事由を、第十一号及び第十二号は、本店移転等の登記の申請についての却下事由を、第十三号から第十六号までは、商号の登記または仮登記の申請についての却下事由を、最後の

第十七号は、登録税についての却下事由を、それぞれ規定したものであります。

それから第三点といたしまして、登記事項について無効または取消の原因がある場合におきましても、これを争うことができなくなつたときは、登記できるものとしたいたしました。

現行非訟事件手続法によりますと、このような場合には、絶対に登記することができないものとされておりましたが、これでは、登記と事実とが符号しないまま放置されることとなりまして、事実の公示を目的とする商業登記制度の趣旨に合いませんので、この法律案第二十五条におきましては、登記すべき事項について訴をもつてのみ主張することができ無効または取消の原因があり得る場合において、出訴期間内に訴が提起されなかつたときは、第二十四条第十号の規定にかかわらず、その登記の申請を受理する旨を定め、その場合に、その場合の申請書の添附書面について規定することとしたいたしました。

第二は商号登記に関するものでございまして、第一点といたしまして、登記事項を法定し、その変更の場合における手続に関する規定を設けました。

現行非訟事件手続法には、商号の登記事項について規定がなく、また、商号の登記をした者が営業所を移転した場合及び営業の種類等を変更した場合の登記についても規定がございませんが、これらは商号の登記の効力とも関係し、申請人にとりましても一般人にとりましても重要な事項であります。そこで、この法律案第二十八条におき

まして、商号の登記は、営業所ごとにすることにしまして、商号、営業の種類、営業所並びに商号使用者の氏名及び住所を登記事項と定め、第二十九条において商号の登記をした者は、営業所を移転した場合その他登記事項に変更を生じた場合には、その登記をすべき旨を規定し、なお、第三十条、第三十一条第二項及び第三十二条におきまして、商号の登記に関する申請書の添附書面について規定することとしたいたしました。

第二点としまして、営業の譲渡が行われした場合、譲渡人の債務について譲受人が責任を負わない旨の登記、免責の登記と普通通申しておりますが、この免責の登記の申請人を譲受人としたいたしました。

現行非訟事件手続法第六十一条ノ二によれば、この登記の申請人は譲渡人及び譲受人とされておりますが、商号譲渡の登記の申請人は譲受人とされてゐるのであります。しかるに、譲受人の免責の登記は、商号譲渡の登記と同時にされる場合が多いので、申請人の便宜と手続の簡素化をはかるため、この法律案の第三十一条においては、免責の登記も譲受人だけの申請人によることとしたいたしました。

第三点といたしまして、会社が本店を移転しようとする場合における商号の仮登記の制度を設けることとしたいたしました。

現行法におきましてこのような制度がないため、会社が本店を移転しようとする場合、第三者が移転先の予定地でその会社の商号と同一または類似の商号を登記して、その会社の本店の移転の登記を妨害する事例がありますので、この法律案第三十五条において、こ

で、この法律案第三十五条において、このような妨害を事前に排除するため、会社が本店を移転しようとするときは移転先の予定地の登記所で商号の仮登記をすることができるといたしました。その登記事項を商号、目的、本店を移転すべき市町村、それから本店及び本店移転の登記をするまでの予定期間といたしました。商号の仮登記の効力につきましては、第三十九条において、商号の仮登記は、第二十七条の規定の適用については、商号の登記とみなすこととしておりますので、仮登記した商号と判然区別することのできない商号の登記は、同一市町村内では同一の営業のためには登記されないこととなるわけであります。さらに、商号の仮登記において登記事項となつてゐる会社の目的または本店に変更が生じたときは、その変更の登記を申請すべきことを第三十六条第二項において規定し、また、商号の仮登記の制度が濫用されることを防止するため、本店移転の登記をするまでの予定期間は三年をこえることができないこととし、予定がこられることをも考慮しまして、第三十六条第一項において予定期間が三年をこえない限り、その伸長を認めることとし、また、不必要な商号の仮登記の残ることを防ぐため、第三十七条において商号を変更したときその他商号の仮登記の必要がなくなつたときは、会社に商号の仮登記を抹消することを義務づけ、会社がその抹消を怠つてゐるときは、利害関係人が抹消の請求をすることができるといたしました。なお、商号の仮登記の制度の濫用を防止するため、第三十五条第四項及び第三十六条第一項において商号の

第三は、未成年者の登記及び後見人の登記に関する実体的な改正であります。

の氏名、出生の年月日及び住所、營業の種類並びに營業所と定め、第四十八条第一項において、後見人の登記の登記事項を後見人の氏名及び住所、無能

第四は、支配人の登記でございますが、まず第一点としまして、登記事項を法定し、その変更等の場合における手続規定を設けるとともに申請書の添附書面に關する規定を整備いたしました。

第二点として、会社の支配人の登記を会社の登記簿にすることといたしました。現行非訟事件手続法によれば、会社の支配人の登記は支配人登記簿に

て、会社の代表者がするものとした
ました。

現行非訟事件手続法におきまして
は、登記の種類ごとに申請人を個別的
に定めて、たとえば会社の設立、
解散、合併による変更、もしくは設立

らの規定を他の会社に応用することといたしました。会社に関するその他の登記は、もちろん会社の代表者がすることとなるわけであります。

ては、およそ登記の申請をするには当事者の出頭を要する旨を定めておりまして、支店の所在地における登記の申請について何等の特例を設けておりません。しかしながら、支店の所在地における登記の申請は、本店の所在地に

記は、旧所在地を管轄する登記所を経由し、旧所在地においてする登記と同時に申請することとした。現行非訟事件手続法によりますと、

があるため登記をすることができない事例があり、また、新所在地において登記を怠る事例もあります。この結果、会社はありながら登記がないという状態が生じますので、このような弊害を防止しますと同時に、申請人の利害

を審査して、その申請の受否を決定して、その結果を旧所在地の登記所に通知いたしました。旧所在地の登記所は、新所在地の登記所において登記し

現行非訟事件手続法によりますと、会社が合併した場合には、存続会社または新設会社につきましては、合併による変更または設立の登記をし、消滅会社につきましては、合併による解散の登記をいたしますが、これらの

登記の申請は、申請書に所定の書面を添附して、各別にすることとなつてゐるわけであり、このため、合併による変更または設立の登記はされても、合併による解散の登記が怠られて、消滅会社が登記簿に残る事例がある。このように、この生ずることを防止するため、この法律第六十九条において消滅会社の本店所在地における合併による解散の登記の申請は、その登記所の管轄区域内に存続会社または新設会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由し、しかも常に合併による変更または設立の登記の申請と同時にすることとし、これに伴い、合併による解散の登記の申請については、存続会社または新設会社の代表者が消滅会社を代表するものとし、さらに合併による解散の登記の申請につきましては、添附書面等の必要がないこととした。

は、同時に申請するものとした。現行非訟事件手続法によりまして、たとえ合併会社が合資会社に組織を変更した場合、合資会社については設立の登記、合名会社については解散の登記をしなければならないのであるが、これらの登記の申請は、申請書に所定の書面を添附して、各別にすることとなつております。そのため、組織変更による設立の登記はされ、組織変更による解散の登記が怠られ、消滅会社が登記簿に残る事例がございまして、このように事態を生ずることを防止します。同時に、さらに申請人の利便をはかり、この法律第七十三条におきまして、合名会社が合資会社に組織を変更した場合の合名会社についての登記の申請と合資会社についての登記の申請とは、同時にしなければならないこととし、これに伴い合名会社についての申請書には添附書面の必要がないものとし、この規定により組織変更による設立及び解散の登記が申請された場合には、そのいずれかの申請について却下事由があるときは、双方をともに却下しなければならないこととした。なお、この規定は、他の組織変更の場合に準用することになっております。

要とされており、株式会社につきましても、同法第八十八条第二項に同様の規定があり、これらの規定がそれぞれ合資会社、有限会社に準用されておりますが、個々の場合にどのような書面が登記の事由を証する書面となるのかにつきまして疑義が生じますので、この法律案におきましては、できる限り申請書の添附書面につきまして個々に規定を設けることとした。すなわち、合名会社につきましては、第五十四条において、登記すべき事項について総社員の同意またはある社員もしくは清算人の一致を要するときは、申請書にその同意または一致があったことを証する書面を添附しなければならないこととし、添附書面に關する通則を設け、第六十条において、入退社の登記の申請書の添附書面について規定し、合資会社につきましては、これらの規定を第七十七条において準用いたします。同時に、第七十四条において有限責任社員の出資の履行による変更の登記の申請書の添附書面について規定し、株式会社につきましては、第七十九條において第五十四条と同様の申請書の添附書面に關する通則を定め、第八十一條から第八十八條まで及び第八十九條第二項において取締役等の変更、新株発行、転換株式等の転換、準備金の資本組入、株式の分割、株式の消却、資本減少、名義書換代理人等の設置及び第二回以後の転換社債の払込による変更の登記の申請書の添附書面について規定し、有限会社につきましては、第九十四條において第五十四條と同様の申請書の添附書面に關する通則を定め、第九十六條及び第九十七條におきまして、資本増加及び資本減少に

よる変更の登記の申請書の添附書面に規定いたしました。第七点といたしまして、外国会社の登記申請書の添附書面に關する規定を整備いたしました。

現行非訟事件手続法によりまして、すでに日本に営業所を設けている外国会社が、さらに日本に営業所を設けてその設置の登記を申請する場合にも、申請書に所定の書面を添附することとなつておりますが、すでに他の営業所について登記がされている以上、申請書の添附書面として内容の同一な書面を重ねて要求しますことは、煩瑣でありますので、この法律案第四十三項におきまして、すでに日本に営業所を設置してその登記をした外国会社がさらに営業所を設置した場合、その営業所所在地において登記の申請書には、前に営業所を設置した登記所の登記簿の謄本で当該営業所を設置した旨の記載があるものを添附したときは、同条第一項の書面の添附を要しない旨を規定し、同様の理由によりまして、第五十五條第二項において、日本に二以上の営業所を設置している外国会社が一営業所における変更の登記の申請書に他の登記所においてすでにその変更の登記をしたことを証する書面を添附したときは、同条第一項の書面の添附を要しない旨を規定いたしました。

最後に、第六は、登記の扶消に關する改正であります。

現行の非訟事件手続法第四十八條ノ二は、登記が商法、有限会社法または非訟事件手続法の規定によつて許すべからざるときは、その登記は扶消できるといふ趣旨を定めておりますが、規定が非常に抽象的であり、ため、解

釈上疑義を生じ、個々の場合にどのような登記が許すべからざる登記となるかが明確でないであります。登記を扶消すべきか否かは、当事者にとりまして重要なことでありますので、その明確化をはかりました。この法律案第九十九條において、第二十四條第一号から第三号までに掲げる事由のように著しい手続上の瑕疵がある場合と登記された事項について訴によらないで主張できる無効の原因があるような実体上の瑕疵がある場合に限つて登記の扶消ができることとし、なお、扶消の申請書の添附書面について規定することとした。

以上が現行法と商業登記法案との重要な相違点でございます。

○委員長(島島徳次郎君) 以上で説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四分散会

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、神戸市の都市計画による公有地強制立ちのき者等の人権擁護等に關する請願(第二二五〇号)

一、戦争犯罪関係者の補償に關する請願(第二二六一号)

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十五日)

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、神戸市の都市計画による公有地強制立ちのき者等の人権擁護等に關する請願(第二二五〇号)

一、戦争犯罪関係者の補償に關する請願(第二二六一号)

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十五日)

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、神戸市の都市計画による公有地強制立ちのき者等の人権擁護等に關する請願(第二二五〇号)

一、戦争犯罪関係者の補償に關する請願(第二二六一号)

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十五日)

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、神戸市の都市計画による公有地強制立ちのき者等の人権擁護等に關する請願(第二二五〇号)

一、戦争犯罪関係者の補償に關する請願(第二二六一号)

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十五日)

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、神戸市の都市計画による公有地強制立ちのき者等の人権擁護等に關する請願(第二二五〇号)

一、戦争犯罪関係者の補償に關する請願(第二二六一号)

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十五日)

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、神戸市の都市計画による公有地強制立ちのき者等の人権擁護等に關する請願(第二二五〇号)

一、戦争犯罪関係者の補償に關する請願(第二二六一号)

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十五日)

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、神戸市の都市計画による公有地強制立ちのき者等の人権擁護等に關する請願(第二二五〇号)

一、戦争犯罪関係者の補償に關する請願(第二二六一号)

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十五日)

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、神戸市の都市計画による公有地強制立ちのき者等の人権擁護等に關する請願(第二二五〇号)

一、戦争犯罪関係者の補償に關する請願(第二二六一号)

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十五日)

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、神戸市の都市計画による公有地強制立ちのき者等の人権擁護等に關する請願(第二二五〇号)

一、戦争犯罪関係者の補償に關する請願(第二二六一号)

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十五日)

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、神戸市の都市計画による公有地強制立ちのき者等の人権擁護等に關する請願(第二二五〇号)

一、戦争犯罪関係者の補償に關する請願(第二二六一号)

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十五日)

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、神戸市の都市計画による公有地強制立ちのき者等の人権擁護等に關する請願(第二二五〇号)

一、戦争犯罪関係者の補償に關する請願(第二二六一号)

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十五日)

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、神戸市の都市計画による公有地強制立ちのき者等の人権擁護等に關する請願(第二二五〇号)

一、戦争犯罪関係者の補償に關する請願(第二二六一号)

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十五日)

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、神戸市の都市計画による公有地強制立ちのき者等の人権擁護等に關する請願(第二二五〇号)

一、戦争犯罪関係者の補償に關する請願(第二二六一号)

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十五日)

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、神戸市の都市計画による公有地強制立ちのき者等の人権擁護等に關する請願(第二二五〇号)

一、戦争犯罪関係者の補償に關する請願(第二二六一号)

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十五日)

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、神戸市の都市計画による公有地強制立ちのき者等の人権擁護等に關する請願(第二二五〇号)

一、戦争犯罪関係者の補償に關する請願(第二二六一号)

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十五日)

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、神戸市の都市計画による公有地強制立ちのき者等の人権擁護等に關する請願(第二二五〇号)

一、戦争犯罪関係者の補償に關する請願(第二二六一号)

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十五日)

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、神戸市の都市計画による公有地強制立ちのき者等の人権擁護等に關する請願(第二二五〇号)

一、戦争犯罪関係者の補償に關する請願(第二二六一号)

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十五日)

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、神戸市の都市計画による公有地強制立ちのき者等の人権擁護等に關する請願(第二二五〇号)

一、戦争犯罪関係者の補償に關する請願(第二二六一号)

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十五日)

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、神戸市の都市計画による公有地強制立ちのき者等の人権擁護等に關する請願(第二二五〇号)

一、戦争犯罪関係者の補償に關する請願(第二二六一号)

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十五日)

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、神戸市の都市計画による公有地強制立ちのき者等の人権擁護等に關する請願(第二二五〇号)

一、戦争犯罪関係者の補償に關する請願(第二二六一号)

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十五日)

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、神戸市の都市計画による公有地強制立ちのき者等の人権擁護等に關する請願(第二二五〇号)

一、戦争犯罪関係者の補償に關する請願(第二二六一号)

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十五日)

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、神戸市の都市計画による公有地強制立ちのき者等の人権擁護等に關する請願(第二二五〇号)

一、戦争犯罪関係者の補償に關する請願(第二二六一号)

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十五日)

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、神戸市の都市計画による公有地強制立ちのき者等の人権擁護等に關する請願(第二二五〇号)

一、戦争犯罪関係者の補償に關する請願(第二二六一号)

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十五日)

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、神戸市の都市計画による公有地強制立ちのき者等の人権擁護等に關する請願(第二二五〇号)

一、戦争犯罪関係者の補償に關する請願(第二二六一号)

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十五日)

第二二五〇号 昭和三十三年三月十

二日受理

神戸市の都市計画による公有地強制立
ちのき者等の入権擁護等に関する請願

請願者 神戸市長田区中村町志

里池小学校講堂内 関

本史府外七名

紹介議員 須藤 五郎君

神戸市の都市計画立ちのき予定地域に
だけ特に多く放火又は原因不明の火災
がひん発し、その数すでに百件以上と
いわれているが、この火災により神戸
市が都市計画を実施する上で家をとり
こわして立ちのきさせるよりも非常に安
上がり、しかもスムーズに計画が進
む結果となっており、そのためである
のか放火犯人が一件もあげられていな
い。とくに昨年九月十三日、長田区西
尾池町公有地のバラック地帯に発生し
た火災(被災四十九世帯)のごときは、
その原因について非常に深い疑惑を感
じているものであるから、一日も早く
このような連続放火をなくし、犯人を
あけて都市計画地帯居住者及び一般市
民の恐怖、疑惑をとりのぞくよう取り
計らわれたい。また、前記被災四十九世
帯のうち志里池小学校講堂に収容され
残留している九世帯に対して市当局は
数々の人権じゅうりん行為をなし、公
有地居住者に他の一般市民と差別する
取扱いをしているが、このようなこと
のないよう善処せられるとともに、被
災者及び都市計画による公有地の強制
立ちのき者に対しては、一般の都市計
画立ちのき者と同じく住居保障(公営
住宅)を与えられたい。講堂残留の九
世帯に対する市当局の人権じゅうりん
行為は、盲目であんまを業とする宮本

和次郎に対する措置、富山勝司が寝具
の一時扶助申請をしたのにこれが支給
されない件、立ちのき先に指定された
兵庫区滝山の仮設住宅のあまりにもひ
どい有様、さらに三月四日立ちのき強
制執行の際、二箇月も病床にあった宮
本弘子に対してとった非情きわまる措
置等人道に上まことにゆゆしい問題であ
ると思ふから、これらの人々の人権を
擁護するためにも、すみやかに要望事
項の実現を期せられたいとの請願。

第二二六一号 昭和三十三年三月十

二日受理

戦争犯罪関係者の補償に関する請願

請願者 埼玉県深谷市大字東方

四、二七五 土井直人

外四十五名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第六一一号と同じ
である。

昭和三十八年四月四日印刷

昭和三十八年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局